

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

令和 5 年 3 月 31 日

デンカ株式会社

TD セメント販売株式会社

令和5年3月31日

## 吸収分割に係る事後開示事項

(吸収分割会社)

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

デンカ株式会社

代表取締役 今井 俊夫

(吸収分割承継会社)

群馬県高崎市八島町58番地1

TDセメント販売株式会社

代表取締役 白山 裕

デンカ株式会社（以下「デンカ」といいます。）及びTDセメント販売株式会社（以下「TDセメント販売」といいます。）は、令和5年2月1日付で締結した吸収分割契約に基づき、令和5年3月31日を効力発生日として、デンカが営むセメント及びセメント関連製品の販売事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を、TDセメント販売に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行いました。

本件吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事項は、下記のとおりです。

## 記

### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

令和5年3月31日

### 2. 吸収分割会社（デンカ）における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第784条の2ただし書きに規定する場合に該当しますので、本件吸収分割において該当事項はありません。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当しますので、本件吸収分割において該当事項はありません。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

本件吸収分割において対象となる新株予約権はありません。

**(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者の異議）の経過**

デンカは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、令和 5 年 2 月 14 日付で官報及び電子公告により公告しましたが、異議申述期限である令和 5 年 3 月 14 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

**3. 吸収分割承継会社（TD セメント販売）における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）**

**(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過**

TD セメント販売はデンカの完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に従い TD セメント販売に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

**(2) 会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過**

デンカは TD セメント販売の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当しますので、本件吸収分割において該当事項はありません。

**(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者の異議）の経過**

TD セメント販売は、会社法第 799 条第 2 項に従い、令和 5 年 2 月 14 日付で官報により公告しましたが、異議申述期限である令和 5 年 3 月 14 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。なお、TD セメント販売には知れたる債権者が存在しないため、個別の催告は行っておりません。

**4. 本件吸収分割により TD セメント販売がデンカから承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）**

TD セメント販売は、令和 5 年 3 月 31 日付で、デンカから、本件吸収分割に係る吸収分割契約書記載のセメント及びセメント関連製品の販売事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務を承継しました。なお、本件吸収分割に際して TD セメント販売がデンカから承継した資産の額は 924 百万円（概算）であり、負債の額は 534 百万円（概算）です。

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）**

本件吸収分割に係るデンカ及び TD セメント販売の変更登記は、いずれも令和 5 年 3 月 31 日以降速やかに申請します。

**6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）**

該当事項はありません。

以 上